

事業主・労働者の皆さま

育児・介護休業法に関する 特別相談窓口を設置しています

育児・介護休業法が改正され、令和7年10月1日より、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が、柔軟な働き方ができるよう「柔軟な働き方を実現するための措置」を講ずることが、企業に義務化されています。

法改正に係るご相談のほか、「育児休業を取得させてもらえない」「育児に関する制度を利用させてもらえない」などのご相談にも対応いたします。

中小企業事業主の皆さま、また女性労働者に限らず、男性労働者やパート・有期雇用労働者の方もお気軽にご相談ください。

担当部署 : 滋賀労働局 雇用環境・均等室

相談窓口 : 滋賀労働総合庁舎 4階

滋賀県大津市打出浜14番15号

077-523-1190 (電話相談も可能です)

受付時間 : 8:30~17:15 (12:00~13:00、土日祝・年末年始を除く)

